・教育職員免許状出願書類一覧表

出願書類は、県規則で定められていますが、出願免許状の所要資格に応じておよそ次の表のようになります。

様式番号	出願の種類（手数料）／適用法令／県規則の適用条項／必要書類	普通免許状 授与（3,300円） 免許法別表1 小・中・高・幼	免許法別表1 特別支援	免許法別表2（2の2） 単位・卒業・学位	免許法別表2（2の2） 保健師免	教員資格認定試験	免許法17条 医師免	免許法17条 養成機関	免許法別表1 領域追加（特別支援）	検定（1,700円＋3,300円） 免許法別表3（年・単）	免許法別表4（他教科）	免許法別表5（実習）	免許法別表6（6の2） 年数・単位	免許法別表6（6の2） 単位・看護士免	免許法別表7（年・単）	免許法別表8（年・単）	免許法17条 年数・単位	免許法17条 年数	免許法附則11 学校卒業・単位	免許法附則11 実地の経験・単位	施行法2条 学校卒業	施行法2条 学士号	施行法2条 免許状	免許法附則10項（在職15年）（昭63年改正法）	免許法別表7 領域追加（特別支援）	特別免許状 検定1,700円＋3,300円 免許法5条3項	交付1,200円 施行法1条	臨時免許状 検定（1,700円＋1,800円） 免許法5条6項 新規 学校卒業	免許法5条6項 新規 資格	免許法5条6項 更新	施行法2条 新規 学校卒業	施行法2条 新規 資格	施行法2条 更新	免許法5条の2 領域追加（特別支援）	書換1,000円 免許法15条 氏名・本籍地変更	再交付1,200円 免許法15条 紛失	再交付1,200円 免許法15条 破損等
		3条				4条	5条		5条の2	6条								8条			9条			6条	9条の2	10条	14条	12条			13条			13条の2	15条		
1	教育職員免許状授与願	○	○	○	○	○	○	○																													
1－2	新教育領域の追加の定めの申出書								○																												
2	履歴書									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	実務成績証明書	△	△							○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		△	○	○	○	△		△	○		△	○				
4	教育職員検定による免許状授与願									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○				
5	人物に関する証明書									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
6	身体に関する証明書									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			
7	誓約書									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
7－2	教育職員検定による追加の定めの申出書																								○								○				
8	特別免許状授与推薦書																									○											
9	臨時免許状授与願副申書																											○	○	○	○	○	○				
9－2	臨時免許状への追加の定めの副申書																																○				
10	教育職員免許状交付願																										○										
11	教育職員免許状書換願																																	○			
12	教育職員免許状再交付願																																		○	○	
13	教育職員免許状紛失理由書																																		○		
―	免許状の写し（奥書証明書付き）	△	○	△	○		○		○	○	○	△	○	○	○	○	○	○					○	○	○	△	○		△	○		△	○				
―	教育職員免許状授与証明書	△	△	△					△	△	△	△	△		△	△	△	△						△	△		△										
―	教育職員免許状原本								○																○								○	○		○
他の機関が証明する書類	卒業（修了）証明書			大	○			高		△		△	△	○					○		○	○	△			○		○	△		○	△		○			
	学位等証明書（基礎資格証明書）																					○															
	学力に関する証明書	○	○	△					○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○												
	学業成績証明書									△		△									○	△	△			△	△	○	△		○	△		○			
	教員資格認定試験合格証明書					○																															
	戸籍抄本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	その他（介護等体験証明書）	△																		△			△			△										△	△

備考　1　表中の「○」印は、常に必要とする書類を表し、「△」印は、所要資格の内容に応じて特定の場合に必要とする書類を表します。

2　卒業（修了）証明書は、高等学校、大学、高等専門学校及び教員養成所のいずれかとし、看護婦養成所や農業大学校等の各種学校等は含まれません。

3　「免許状の写し」は、免許状等の表裏を複写したものに、学校に勤務している者は学校長、それ以外の者は福島県教育庁教育事務所長の「原本に相違ない」旨の証明（奥書証明）を受けたものをいいます。また、他県より授与された教育職員免許状の場合は、授与した県が発行した「教育職員免許状授与証明書」も合わせて必要です。

なお、第１号様式の免許状を保有している場合に添付する免許状の写しに係る奥書証明は不要です。（単位の流用、介護等体験証明書等のための免許状添付の場合は奥書証明が必要となります。）